

千葉県立保健医療大学教員選考基準

(目的)

第1条 この基準は、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第3条の規定に基づき、千葉県保健医療大学(以下「大学」という。)の教授、准教授、講師、助教及び助手(以下「教員」という。)の採用及び昇任に関し必要な事項を定める。

(選考の根本基準)

第2条 教員の採用選考は、人格、学歴、職歴及び学会等における業績等に基づいて行われなければならない。

2 教員の昇任選考は、前項と併せて当該者の本学における教育上及び職務上の実績に基づいて行われなければならない。

(教授の資格)

第3条 教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 博士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有し、研究上の業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 大学において教授、准教授又は講師の経歴(外国におけるこれらに相当する教員としての経歴を含む。)のある者
- (4) 芸術、体育等については、特殊な技能に秀でていると認められる者
- (5) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有すると認められる者

(准教授の資格)

第4条 准教授となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者とする。

- (1) 前条に規定する教授となることのできる者
- (2) 大学において助教又はこれに準ずる職員としての経歴(外国におけるこれらに相当する職員としての経歴を含む。)のある者
- (3) 修士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者
- (4) 研究所、試験所、調査所等に在職し、研究上の業績を有する者
- (5) 専攻分野について、優れた知識及び経験を有すると認められる者

(講師の資格)

第5条 講師となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 第3条又は前条に規定する教授又は准教授となることのできる者
- (2) その他特殊な専攻分野について、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められる者

(助教の資格)

第6条 助教となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、かつ、大学における教育を担当するにふさわしい教育上の能力を有すると認められた者とする。

- (1) 第3条、第4条又は前条に規定する教授、准教授又は講師になることのできる者

(2) 修士の学位を有する者

(3) 専攻分野について、知識及び経験を有すると認められる者

(助手の資格)

第7条 助手となることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 学士の学位(外国において授与されたこれに相当する学位を含む。)を有する者

(2) 前号の者に準ずる能力を有すると認められる者

(補則)

第8条 この基準に定めるもののほか、教員の選考に関し必要な事項は評議会の議に基づき、学長が別に定める。

附 則

この基準は、平成21年4月1日から施行する。